国立大学法人東京農工大学総合情報メディアセンター運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学総合情報メディアセンター運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
本則 （目的及び事業） 第２条　（略） （新設） （専任教員） 第４条　センターに、専任教員を置く。	本則 （目的） 第２条　（略） （事業） 第２条の２　センターは、次に掲げる事業を行う。 (1)　高度ネットワークシステム、高度メディア応用システム、学術情報サービスシステム及び学術情報発信システムの開発、提供及び保守 (2)　大学間を含む学術情報ネットワークに関する開発及び支援 (3)　先端科学技術に関する教育研究に必要な高度情報処理機能の提供及び保守 (4)　図書館システム、情報化技術を取り入れた学習環境及び公衆送信を利用した教育機能の整備の支援 (5)　大学の運営業務に関する情報・データ処理システムの整備の支援 (6)　情報システム利用者への利用法の指導及び関連規程等の整備の支援 (7)　情報セキュリティに関する指導及び関連規程等の整備の支援 (8)　情報システム全般に関わる災害対応の仕組みの整備 (9)　前各号に関する調査研究、企画及び設計 (10)　その他センター長が必要と認めた事業 （専任教員） 第４条　センターに、第２条の２に規定する事業を実施するため、専任教員を置く。	

附　則（情規則第１号）

この規則は、平成25年８月１日から施行する。